

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう！ だより

創刊号 平成28年12月21日発行

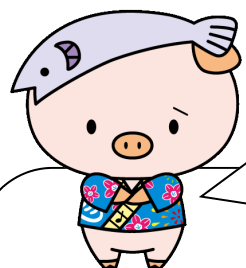
発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atugi.kanagawa.jp

第1号 自治基本条例を知っていますか？

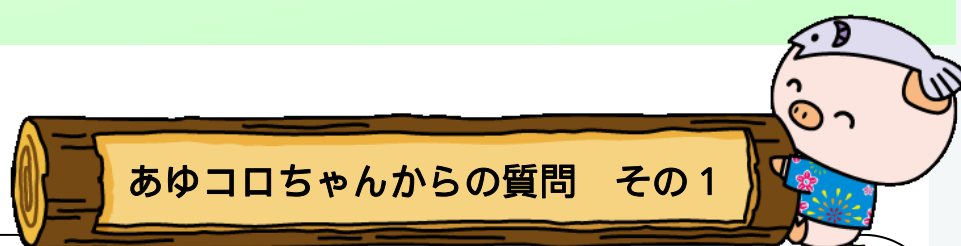
じちきほんじょうれい

みなさん、『自治基本条例』という言葉をご存知でしょうか？厚木市では、平成22年12月に「**厚木市自治基本条例**」を制定し、様々な取組を行っています。

この「自治基本条例だより」では、「厚木市自治基本条例」を皆さんにもっと知っていただくために、条例にどんなことが書かれているか、あゆコロちゃんと一緒になるべく分かりやすくお伝えしていきます。



厚木市自治基本条例には
何が書かれているの？



あゆコロちゃんからの質問 その1

厚木市自治基本条例は、**厚木市が、より豊かで暮らしやすいまちになるために、みんなが守らなければならないきまり・ルール**です。

厚木市自治基本条例は、40の条文で構成され、様々なルールが書かれています。

今号では、厚木市自治基本条例の基本的な考え方・方向性、基本的なきまりについて、詳しくお知らせします。



条例ってなあに？

条例は、厚木市などの市町村が作るきまり・ルールです。厚木市の条例としては、落書きやゴミのポイ捨てを禁止した「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」や、迷惑な客引き行為を禁止した「厚木市客引き行為等防止条例」があります。

厚木市自治基本条例のあらまし

厚木市自治基本条例で書かれていることを図解してみました。詳しくは次のページで！

市民
の役割



参加・協働

決まりの
チェック

参加・協働

基本的な考え方・方向性・決まり

参加・協働

議会
の役割

市長
の役割

市役所運営
の基本的な
きまり

あゆコロちゃん
厚木市マスコットキャラクター

Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例の基本理念の一つ「キョウドウによる自治」。「キョウドウ」の漢字はどれでしょう？ A. 共同 B. 協同 C. 協働 正解は裏面に！



厚木市自治基本条例のルールってどんなもののなの？



厚木市自治基本条例のルールは、一つの考え方・方向性をもとに書かれています。それが、これからの**厚木市をどのようなまちにしていきたいか**、という**3つの基本理念（基本的な考え方・方向性）**です。

そして、3つの基本理念を実現するために、**どうしていけば良いか、何を守らなければならないか**、を決めた**5つの基本原則（基本的な決まり）**が書かれています。



理念・原則ってなあに？

理念とは、根本の考え方のことです。例えば、企業では、会社を運営をする中で大切にしていることを企業理念・経営理念として定めています。

原則とは、基本的なルールです。例えば、日本国憲法の基本原則は「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」の3つとされています。

3つの基本理念

基本的な考え方・方向性

人と人との絆を大切にする自治

「あつぎ市民ふれあい都市」を宣言するなど、家族や友人など周りの人々との「絆」を大切にするまちを目指しています。

協働による自治

社会の変化に柔軟に対応できるように、色々な人たちが、それぞれの得意分野をいかし、問題を解決していけるまちを目指しています。

自然の循環と文化を大切にする自治

厚木市の豊かな自然と、地域に伝わる伝統文化を、次の世代に引き継ぎ、大切にするまちを目指しています。

5つの基本原則

基本的な決まり

市民自治の原則

まちづくりの主役は、厚木市民です。厚木市民の思いをいかしたまちづくりを進めます。

参加及び協働の原則

まちづくりへの「市民参加」と、「市民協働」のまちづくりを進めます。

情報共有の原則

まちづくりに関する情報は、市民の財産です。参加と協働を進めるために、分かりやすく公表し、情報共有に努めます。

説明責任の原則

まちづくりに関わる人たちが信頼関係を築くために、それぞれの考えを分かりやすく説明し、合意形成に努めます。

自然共生及び文化継承の原則

自然との共生を図り、文化の継承及び創造に努めます。

次回の自治基本条例だよりは、平成29年1月発行予定。テーマは、「自治基本条例ができて何が変わったの？」です（予定）。

A 自治基本条例クイズ 答えは C. 協働 です。文字通り、色々な人たちが、それぞれの得意分野をいかし、力を合わせて問題を解決していくこと、それが「協働」という考え方です。